

■改正廃棄物処理法 4 月 1 日施行

建設廃棄物は元請責任で、下請けの運搬は条件厳しく限定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が 4 月 1 日より施行されるに際し、国交省は建設関係団体に向けて環境省の「都道府県知事・各政令市市長宛通知書」を添付した情報を配付し、建設企業への周知徹底を要請した。環境省通知には建設工事で生じる廃棄物の処理責任に関する規定が記述されている。以下にその要旨を紹介するがその中の「下請けの廃棄物運搬に係る例外規定」についてはその要点を表にまとめて別掲する。

改正法は昨年 5 月 17 日に交付され、これに伴う施行令の改正も昨年 12 月 22 日に、また、施行規則の改正も今年 1 月 28 日に交付され、今年 4 月 1 日よりの施行態勢は総べて整えられた。

改正法では、建設工事で生ずる廃棄物の処理は元請業者を事業者と定め適正に処理する、又は、適正に委託しなければならないこととした。これにより、下請人は廃棄物処理業の許可及び元請からの処理委託がなければ運搬、処分はできないこととなった（改正法第 21 条の 3 第 1 項）。

法前条第 2 項では、下請人が建設工事現場内で行なう産業廃棄物の保管については、元請人と同様に産業廃棄物保管基準を適用するとした。

法前条第 3 項では、下請人が行なう廃棄物の運搬に係る例外の規定が設けられているが、その内容は別掲表でみるとおり「環境省令で定める廃棄物」に限られており、解体・新築・増築工事の廃棄物は除外されている。かつ、請負い契約書にその廃棄物を運搬する旨定めていること、又、運搬に際してはそれを証する書面（様式規定あり）を備えていることが必要とされている。

廃棄物の運搬又は処分の例外的な事例として、下請け人が他人に依頼する場合は下請人を事業者とみなす規定も同条第 4 項で設けられている。ただし、元請が健全に存在している場合は、元請の責任は免れない。

下請人が行なう廃棄物の運搬に係る例外

- | |
|---|
| <p>(1) 環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">① 次のいずれかに該当する工事で生じたもの<ul style="list-style-type: none">ア 解体・新築・増築以外の建設工事(維持修繕工事・リフォーム等)であって、請負代金の額が500万円以下の工事。イ 引渡し後の瑕疵の補修工事で、請負代金相当額が500万円以下の工事。② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。③ 一回当たり運搬される量が1立方メートル以下。④ 事業所の所在地又は隣接する区域内にある元請業者の保管又は積替場所へ運搬されるものであること。⑤ 運搬途中で保管が行なわれないものであること。 |
| <p>(2) 下請人が自ら環境省令で定める廃棄物を運搬する旨請負契約書で定めている場合に限られる。</p> |
| <p>(3) 運搬に際しては環境省令で定める廃棄物であり、運搬することを契約書で定めていることを証する書類を携行すること。
具体的には、規則で提示された「別記様式」があり、この文書に元請、下請双方の押印があること。</p> |

注意)本書を無断で転載することを禁じます。